

第1回長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会

日時 令和7年5月13日(火)18:30～

会場 長門市役所 4階会議室1・2

1 開会

2 教育長あいさつ

3 委嘱状交付・委員紹介

4 会長・副会長選任

5 諮問

6 議事(説明事項)

(1)審議会スケジュール・内容

(2)長門市小中学校の児童生徒数の状況

(3)学校の適正な規模についての国の基準、考え方

7 その他

メモ用紙

長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会 委員

	委員区分	氏名	所属・役職等	備考
1号	学識経験者	松田 靖	山口大学大学院教育学 研究科 教授	
1号	学識経験者	小杉 進二	山口大学大学院教育学 研究科 講師	
2号	保護者代表	田原 崇雄	向陽小学校 PTA 会長	令和7年度 市 PTA 連合会輪番 校
2号	保護者代表	岡本 旬史	三隅中学校 PTA 会長	//
2号	保護者代表	栗林 紀子	仙崎小学校 PTA 副会 長	//
2号	保護者代表	岡島 美由紀	菱海中学校 PTA 副会 長	//
2号	保護者代表	武内 有美	俵山幼稚園保護者	未就学児保護者
3号	教職員代表	池田 展代	浅田小学校 校長	市小学校長会
3号	教職員代表	岡田 敬徳	日置中学校 校長	市中学校長会
4号	地域住民代 表	河野 和治	深川地区自治会連合会 副会長	深川地区
4号	地域住民代 表	金子 宏道	三隅地域づくり推進協議 会 教育文化部副部長	三隅地区
4号	地域住民代 表	石田 哲也	日置地区自治会連絡協 議会 畑自治会長	日置地区
4号	地域住民代 表	河野 広行	油谷地区自治会連絡協 議会 副会長	油谷地区
5号	その他	嶋田 日直男	特定非営利活動法人む かつく代表	

任期：令和7年5月13日～諮問にかかる答申の日まで

○長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例

(令和 7 年 3 月 21 日条例第 2 号)

(設置)

第 1 条 子どもたちの教育環境を将来にわたり保障するため、長門市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の今後のあり方及び適正規模・適正配置について調査審議することを目的として、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、長門市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申するものとする。

- (1) 小中学校のあり方にかかる基本方針に関すること。
- (2) 前号の方針に基づく小中学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 未就学児又は小中学校の児童若しくは生徒の保護者を代表する者
- (3) 小中学校の教職員を代表する者
- (4) 自治会その他地域住民の組織を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から、諮問にかかる答申の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 長門市報酬及び費用弁償条例（平成17年長門市条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会について

1 設置の背景

市では、平成 19 年 2 月に「長門市立小中学校適正配置方針(期間:平成 19 年度～平成 28 年度)」を定め、学校規模適正化に取り組み、期間内に 5 校の統廃合が行われましたが、方針期間満了後は、地域振興等の観点から、地域や保護者から申し出がない限り、統廃合を行わないという方針の下、適正化についてはいったん終了としていました。

しかしながら、方針満了から一定年数経過し、少子化のいっそうの進展により、本市の多くの学校で加速度的に小規模化が進んでいる現状や、加えて、将来の人口減少によるさらなる小規模化が見込まれる状況を踏まえ、子どもたちのよりよい教育環境の観点から、「今後の学校のあり方」について再検討する段階にきていると判断しました。(令和 6 年3月)

検討にあたっては、中長期的な視点をもって全市的に考えていく必要があることから、令和 7 年度に審議会を設置し、公平かつ公正に、透明性を確保しながら検討を行うこととしました。

なお、とりわけ小規模化が進んでいる通・神田小学校については、早急な対応が必要であるとして、先行して令和 6 年度から検討を開始し、保護者や地域住民と協議を行った結果、令和7年度末をもって閉校し、それぞれ、近隣の小学校に統合することが決定しています。

2 趣旨

○長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例

第1条 子どもたちの教育環境を将来にわたり保障するため、長門市立小学校及び中学校の今後のあり方及び適正規模・適正配置について調査審議する。

子どもたちに最善の教育環境を持続的に提供するため、まずは将来あるべき学校の姿から検討し、その実現に向けた方策(学校規模や通学区域等も含め)を検討し、適正規模・適正配置について具体的に示していくものです。

3 市の教育方針

市では、令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間とし、教育行政の根幹となる「第3期長門市教育振興基本計画」を策定しました。

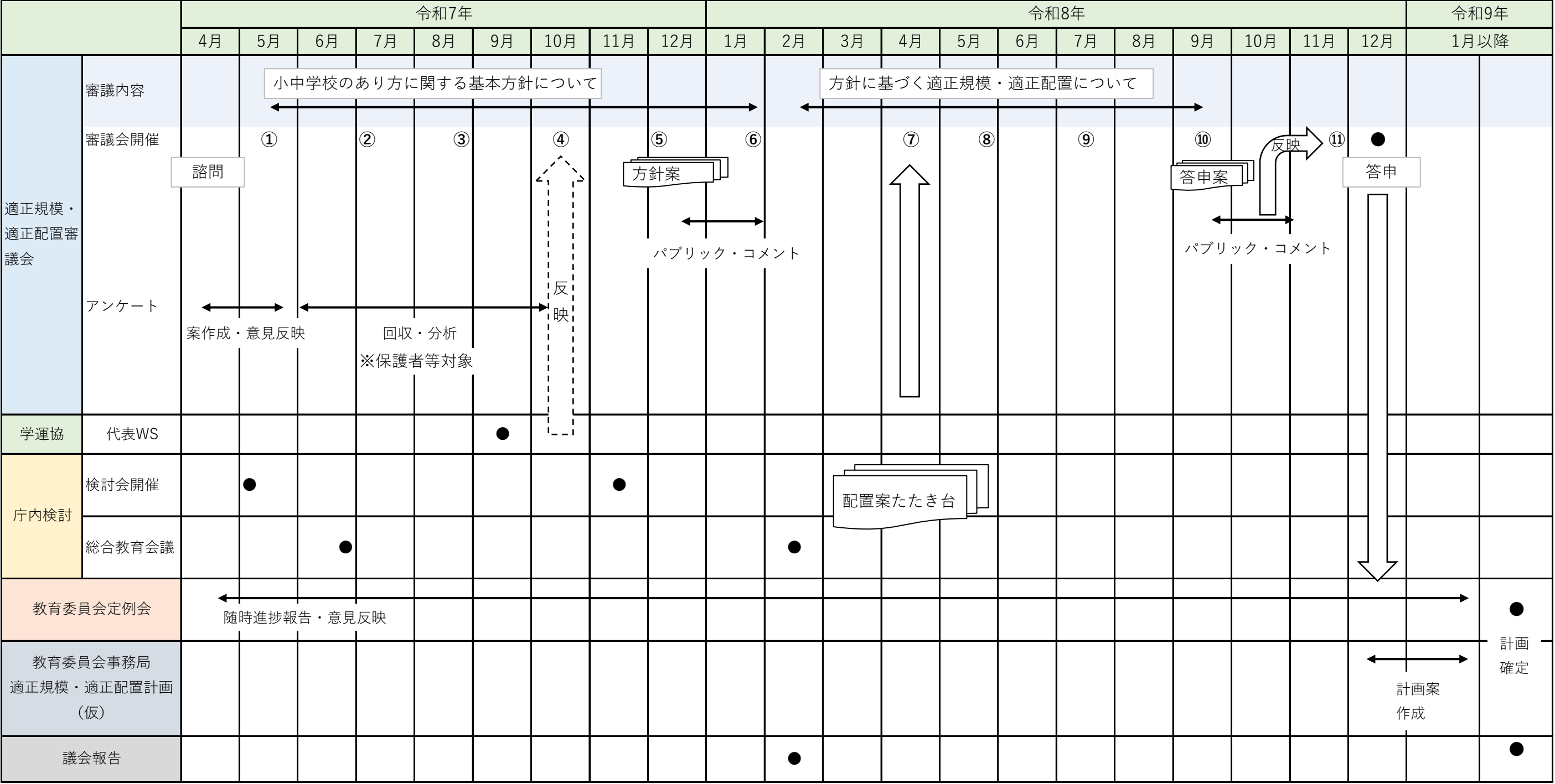
計画では、「生涯を通じて自らを磨き、ともに高め、「知」をはぐくむ」を基本理念とし、長門市の教育の振興を図っています。

また、基本計画の下位計画として、毎年度、長門市学校教育基本方針「ながとに学び、未来(あす)に生きる」を策定し、知・徳・体の調和がとれた、子どもたちの「生きる力」の育成に取り組んでいます。

4 審議会のスケジュール等

別添のとおり

長門市小中学校の今後のあり方及び適正規模・適正配置 検討スケジュール（予定）



※内容・時期ともに、審議内容を踏まえて変更が生じる可能性がありますので、現時点での目安とお考えください。

令和7年度審議会予定

	開催月	内容
第1回	令和7年5月	・委嘱状の交付 ・諮問 ・長門市小中学校の状況について 等
第2回	令和7年6月下旬～ 7月上旬	・本市の状況を踏まえた学校のあり方の基本方針について ・アンケート案について
第3回	令和7年8月	・学校のあり方の基本方針について ・ワークショップの検討
第4回	令和7年10月	・アンケートとワークショップの結果について ・学校のあり方の基本方針と実現に向けた方策について
第5回	令和7年12月	・学校のあり方の基本方針の実現に向けた方策について（公表案）
第6回	令和8年1月	・学校のあり方の基本方針の実現に向けた方策について（公表案）

※内容・時期ともに、審議内容を踏まえて変更が生じる可能性がありますので、現時点での目安とお考えください。